

令和8(2026)年度

栃木県育英会月額貸与奨学生（高校等）募集要項

〔追加募集期間 令和7(2025)年12月15日(月)～令和8(2026)年3月13日(金)〕

公益財団法人栃木県育英会

- 奨学金は貸与です。卒業後返還することになります。その返還金は、すべて後輩の奨学金として活用される仕組みになっています。
- 奨学金を希望する人は、出願資格、返還方法を十分理解の上、申し込んでください。

1 出願資格

- (1) 申込時において現に中学3年生で、令和8(2026)年4月に高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は修業年限2年以上の専修学校高等課程の1学年に進学を希望する人（高等専門学校（例、小山高専等）は、対象となりません。）
- (2) 保護者（父母）又はこれに代わる人が栃木県内に住所を有する人
- (3) 学習活動その他の品行が正しく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人
- (4) 中学1、2年における学習成績評定平均値が、5段階評価で3.0以上である人
- (5) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和6(2024)年中の所得要件算定基準額（別紙に詳細があります。）が、381,500円以下である人
- (6) 本会以外の機関（市町、民間団体等）の奨学金等の貸与を受けない人（給付は可）。ただし、交通遺児育英会奨学金及びあしなが育英会奨学金に限っては、重複して貸与を受けることが可能です。

2 貸与額、貸与人員及び貸与期間

貸与月額	国・公立：18,000円、私立：30,000円
採用人員枠	58名
貸与期間	正規の最短修業年限

注) 貸与は、足利銀行の本人名義の口座に4ヶ月分をまとめて年3回振り込みます。

3 返還

卒業後の据置期間	6ヶ月
返還期間	貸与した期間の2倍の期間内
返還方法	年賦又は半年賦による均等払（足利銀行口座から自動振替）

注) 奨学金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は、延滞金（年3%）がつきります。
また、卒業後、大学等に進学した場合は、申請によりその在学期間中返還が猶予されます。

4 提出書類（各1部）

- (1) 奨学生願書（本会指定の様式によるもの）
- (2) 奨学生推薦調書（本会指定の様式によるもの／各中学校で作成してください。）
- (3) 令和7（2025）年度住民税決定通知書の写し（※）

※ 住民税決定通知書とは、例年5月下旬～6月上旬頃に自治体から交付される書類です。所得要件の計算に必要なので、以下の様式例のとおり氏名欄及び金額欄が明確に読み取れるように全体をコピーし、次の例にしたがって添付してください。なお、所得証明書や源泉徴収票等では受付できませんので、ご注意ください。

ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母の2人

イ 父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合 → 父母に代わって家計を支えている人

ウ 母子又は父子世帯の場合 → 母又は父

〈様式例〉

また、当会入学一時金奨学生（高校等）に同時に申込するときは、住民税決定通知書の写しについては、いずれかに1部添付すれば、他の願書には添付不要です。その場合、願書の同時申込状況欄に○を付けてください。

なお、住民税決定通知書が手元にない場合は、栃木県育英会事務局（028-623-3459）まで御連絡ください。別途、提出していただく書類をお伝えします。

5 書類の提出先及び提出期限

奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。記入漏れ、添付書類の不備等がないように、よく確かめてから学校に提出してください。

なお、募集締切日の令和8(2026)年3月13日(金)(必着)は、学校から育英会への提出期限です。各学校では、事前に提出期限を設けますので、よく確認の上、早めに申込してください。

不明な点がありましたら、学校の先生又は栃木県育英会事務局へお問合せください。

公益財団法人栃木県育英会事務局
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 (栃木県庁舎西別館3階)
☎028-623-3459

6 選考及び採用決定等

(1) 学習成績・所得の状況をもとに選考委員会において選考し、その結果を各中学校を通して通知します。申込者が多い場合、出願資格を満たしても内定者とならないことがあります。

(2) 内定者は、進学先が決定した後に必要な手続きを行い、理事長が採用を決定します。採用の決定に際し、連帯保証人2名（うち1名は父母又は後見人、他の1名は別世帯の人）が必要です。

7 その他

申込書類は、県内の各中学校・市町教育委員会事務局に置いてあります。

また、当会ホームページからも申込書類のダウンロード（※）が可能です。

※ダウンロードした願書を印刷する紙は、白のプリンター用紙、片面印刷で構いません。

○ 所得要件算定基準額について

所得要件算定基準額とは、父母又はこれに代わって家計を支えている人の給与収入金額又は所得金額に基づき、下記のとおり計算した額です。

$$(\text{所得要件算定基準額}) = (\text{課税標準額}) \times 6\%$$

- (市町民税調整控除額) … (注 1)
- (多子控除) … (注 2)
- (ひとり親控除) … (注 3)

(100円未満は切捨て)

(注 1) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は含みません。

(注 2) 父母又はこれに代わって家計を支えている人が、2人を超える子ども（就学者又は就学前の子）を扶養している場合、2人を超える子どもも1人につき40,000円を控除します。

例）「申込者本人」、「大学生の兄」及び「中学生の妹」を扶養している場合の控除額は、

$$(3-2) \text{ 人} \times 40,000\text{円} = \underline{40,000\text{円}}$$

となります。

(注 3) ひとり親世帯に該当する場合、40,000円を控除します。

○ 収入及び所得の上限額の目安

世帯人数	想定する家族構成	世帯の年間給与収入金額 ((☆)が会社員等)	世帯の年間所得金額 ((☆)が自営業等)
3 人	本人、親 1 (☆)、 親 2 (無収入)	1, 113 万円	879 万円
4 人	本人、親 1 (☆)、 親 2 (☆) (注) 、 中学生	1, 250 万円	892 万円
5 人	本人、親 1 (☆)、 親 2 (☆) (注) 、 中学生、小学生	1, 334 万円	958 万円

注) 親 2 は、例として、給与所得の場合（左表）は収入300万円、給与所得以外の場合（右表）は所得200万円としています。

